

下記レポートの本編はこちらのサイトでCHECK！ ▶

URL <https://www.jhf.go.jp/files/400358703.pdf>



日米及びアジアの政府系金融機関による 新型コロナウイルス（COVID-19）への 対応等について

住宅金融支援機構 国際・調査部国際業務グループ

住宅金融支援機構では、米国政府抵当金庫及びアジア証券化機関連合（ASMMA^{※1}）加盟国等との間で、日米及びアジアの政府系金融機関による新型コロナウイルス（COVID-19）への対応等に関する情報共有・意見交換を行い、上記のレポートを公表しています。

次表の内容は、同レポートのうち、ASMMA加盟国の政府系金融機関におけるCOVID-19への対応等に関する取組の概要です。

フィリピン	差押を受けた債務者等を除き、返済猶予を実施。債務者からの申請に基づき、最大3ヶ月の返済猶予が認められる措置も実施
パキスタン	12ヶ月の返済を猶予
韓国	12ヶ月の返済猶予期間に加え、延滞金利の減免及び追加保証料の減額等を実施
マレーシア	個人、中小企業、自営業者に対して、住宅ローンを含む全てのローンについて6ヶ月の返済を猶予。失職者等に対しては猶予期間を3ヶ月延長する追加措置も導入
タイ	返済支援を初めて受ける債務者及び不良債権に分類された債務者に対して、6ヶ月の返済を猶予。民間銀行においても類似の返済猶予措置が導入されている。
インドネシア	COVID-19の影響を受けた債務者に対し12ヶ月の返済を猶予。民間銀行では、インドネシア金融庁（Financial Services Authority）が主導する12ヶ月の返済期間延長または3ヶ月の返済猶予を適用
カザフスタン	全ての銀行において、3ヶ月の支払猶予期間を設定。債務者はオンラインで申請することにより、返済猶予を受けられる。
モンゴル	6ヶ月の返済猶予措置を実施

※1 ASMMA:Asian Secondary Mortgage Market Associationの略。2020年12月時点の正式加盟国は、日本、マレーシア、カザフスタン、韓国、モンゴル、フィリピン、パキスタン、インドネシア及びタイの9ヶ国